

三木市空き家対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三木市における管理不全な状態となった空き家等に対する措置について、専門的かつ客観的に調査、審議等を行うため、三木市空き家対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 三木市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年三木市条例第3号）の実施に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の実施に関すること。
- (3) その他空き家等に関する施策を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法務、不動産、建築等に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の非公開)

第7条 会議は、原則として非公開とする。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために

利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、美しい環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。